



6 補装具・日常生活用具の支給

補装具費の支給

身 難

問合せ先 障害者福祉課 総合相談担当

TEL (5211) 4217 / FAX (3556) 1223

Eメール shogaishafukushi@city.chiyoda.lg.jp

身体障害のある方や難病患者等が日常生活や就学・就労のために身体機能を補完・代替する補装具を購入・修理・借受けする場合、補装具費を支給します。

内 容	障害別	補装具
	視覚障害者(児)	盲人安全つえ、義眼、矯正眼鏡、弱視眼鏡、遮光眼鏡
	聴覚障害者(児)	補聴器
	肢体不自由者(児)	義手、義足、装具、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ(T字つえは日常生活用具)、座位保持装置、重度障害者用意思伝達装置
	肢体不自由児(18歳未満)	座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
	内部障害者(児)	車いす
	難病患者等	車いす、電動車いす、重度障害者意思伝達装置、靴型装具、歩行器など

※借受けの種類は限られます。詳しくは窓口でご相談ください。

対 象 身体障害者手帳をお持ちの方及び障害者総合支援法の対象となる難病患者等(対象疾病 24～26 ページ参照)です。

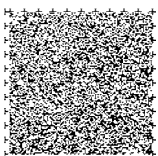
ただし本人または配偶者(障害児の場合は扶養義務者及びその配偶者)のうち、住民税(区民税)所得割が46万円以上の方がいる場合は対象になりません。

介護保険、労災など他の制度が優先適用されます。また、治療用装具は医療保険による給付が受けられるため、対象にはなりません。

利 用 料 原則として基準額の範囲でかかった費用の1割が利用者負担となります。利用者負担には所得に応じて月額37,200円の負担上限額があります。

ただし基準額を超えて購入や修理を行う場合は、超えた額は利用者の負担となります。

住民税非課税世帯・生活保護世帯については、1割の負担はありません。



【申請から支給まで】

支給決定を受ける前に購入・修理・借受けをされた用具は支給対象になりません。必ず事前にご相談ください。

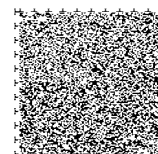
1. 相談 補装具の種目により医師意見書が必要な場合は用紙をお渡しします。
2. 申請 申請書、意見書を区に提出
3. 判定 補装具の種目により、以下の判定方法があります。

東京都心身障害者福祉センターで直接判定	義肢、装具、電動車いす、座位保持装置など
東京都心身障害者福祉センターで書類判定	重度難聴用補聴器など
区で書類判定	眼鏡、高度難聴用補聴器（片耳）、歩行器など
区で身体障害者手帳の障害名などにより判断	盲人安全つえ、歩行補助つえなど

※車いすは形式等により判定方法が異なります。詳しくはお問い合わせください。

※直接判定は、利用者が東京都心身障害者福祉センターに行き、直接判定を受けるものです。（判定の予約は区を通して行います）また、書類判定は、指定医等作成の意見書により判定を行うものです。

4. 業者選定 見積書を区に提出
5. 決定通知書・支給券交付
6. 納品 利用者負担額を業者にお支払いください。



問合せ先 障害者福祉課 総合相談担当

TEL (5211) 4217 / FAX (3556) 1223

身体や知的に重度の障害のある方等が、円滑な日常生活を送るための用具の支給や住宅改修費を支給します。

内容

1. 介護・訓練支援用具
2. 自立生活支援用具
3. 在宅療養等支援用具
4. 情報・意思疎通支援用具
5. 排泄管理支援用具
6. 住宅改修

※詳細は別表のとおりです

対象

身体や知的に重度の障害のある方等

※品目により対象となる障害等が異なります

※現金支給ができませんので、用具等を買う前にご相談ください

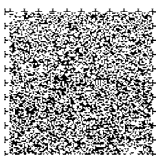
※介護保険制度が利用できる人は、介護保険制度をご利用ください

利用料

所得状況	利用料
生活保護受給世帯 / 区民税非課税世帯	無料
区民税課税で所得割課税額 46 万円以上の者がいない世帯	1 割負担 (負担上限額 37,200 円)
区民税所得割課税額 46 万円以上の者がいる世帯	支給対象外 (全額負担)

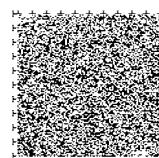
※所得確認の範囲

用具等を利用する者	所得確認の範囲
18 歳以上	障害者ならびに配偶者
18 歳以下 / 施設に入所する 20 歳未満	保護者の属する住民基本台帳での世帯

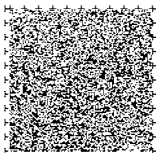


別表

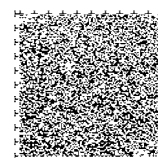
種目	品目	基準額 (円)	耐用 年数	対象者	性能
介護・訓練支援用具	特殊寝台	162,800	8年	1) 下肢または体幹1～2級、学齢児以上 2) 難病患者等	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
	特殊マット	19,600	5年	1) 下肢または体幹1～2級、3歳～18歳未満 2) 下肢または体幹1級、18歳以上 3) 愛の手帳1～2度、3歳以上 4) 難病患者等	じょくそう防止または失禁による汚染もしくは損耗を防止するためのマット(寝具)にビニール等を加工したもの
	特殊尿器	154,500	5年	1) 下肢または体幹1級、学齢児以上 2) 難病患者等	尿が自動的に吸引されるもので、障害者または介護者が容易に使用しうるもの
	入浴担架	洋式 82,400 和式 133,900	5年	下肢または体幹1～2級、3歳以上	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの
	体位変換器	15,000	5年	1) 下肢または体幹1～2級、学齢児以上 2) 難病患者等	介護者が、障害者の体位を変換させるのに容易に使用しうるもの
	移動用リフト	257,500	4年	1) 下肢または体幹1～2級、3歳以上 2) 難病患者等	障害者(児)を移動させるにあたって、介護者が容易に使用し得るもの(ただし、天井走行型その他住宅改善を伴うものを除く。)
	訓練いす	33,100	5年	下肢または体幹1～2級、3歳～18歳未満	原則として付属のテーブルを付けるものとする
	訓練用ベッド	159,200	8年	難病患者等で下肢または体幹機能障害	腕または脚の訓練ができる器具を備えたもの
自立生活支援用具	入浴補助用具	90,000	8年	1) 下肢または体幹機能障害、3歳以上 2) 難病患者等	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者(児)または介護者が容易に使用し得るもの
	浴槽(湯沸器含む)	浴槽 58,300 湯沸器 104,900 両方 141,200	8年	下肢または体幹1～2級、学齢児以上	浴槽は実用水量150リットル以上のもの 湯沸器は、25℃上昇させたとき毎分10リットル以上給湯でき、安全性について配慮され、浴槽の性能に応じたもの
	便器	16,500	8年	1) 下肢または体幹1～2級、学齢児以上 2) 難病患者等	手摺のついた腰掛け式のもの
	特殊便器	151,200	8年	1) 愛の手帳1～2度、学齢児以上 2) 上肢1～2級、学齢児以上 3) 難病患者等	足踏みペダルで温水温風を出し得るもの及び知的障害者(児)を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く。
	頭部保護帽	12,160	3年	1) 愛の手帳1～2度 2) 肢体不自由で転倒等の恐れがある場合	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの



自立生活支援用具	歩行補助杖 (1本杖)	十分な強度を有する木材を主体とし、外装にニス塗装を有するもの 2,200	3年	1) 肢体不自由1～6級 2) 難病患者等	夜光材付とした場合は410円(全面夜光材付とした場合は1,200円)増しとすること。 価格は1本あたりのものであること。 外装に白色または黄色ラッカーを使用した場合は260円増しとすること。
		軽金属を主体とし、外装塗装を施していないもの 3,000			
	身体障害者用踏込三輪自転車	168,000	7年	肢体不自由1～6級、学齢児以上	支給に当たっては、当該自転車を試用し、判定会にかけその適否について判断する。
	移動・移乗支援用具	60,000	8年	1) 平行機能または下肢もしくは体幹機能障害、3歳以上 2) 難病患者等	転倒予防、立上がり動作補助、移乗動作補助、段差解消などの性能を有する手摺、スロープ等であって、必要な強度と安定性を有するもの
	火災警報器	31,000	8年	1) 身体障害1～2級・障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯 2) 愛の手帳1～2度・障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯	室内の火災を煙または熱により感知し、音または光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの
	自動消火装置	28,700	8年	1) 身体障害1～2級・障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯 2) 愛の手帳1～2度・障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯 3) 難病患者等・障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯	室内温度の温度上昇または炎の接触で自動的に、消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの
	電磁調理器	41,000	6年	1) 視覚1～2級、18歳以上・障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯 2) 上肢1～2級、18歳以上・障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯 3) 下肢もしくは体幹1級、18歳以上・障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯 4) 愛の手帳1～2度、18歳以上・障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯	障害者が容易に使用し得るもの
	ガス安全システム	42,200	8年	1) 臭覚機能そう失・18歳以上、障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯 2) 下肢もしくは体幹1級、18歳以上・障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯	警報器からの遮断信号、ガスの異常使用、地震時等にガスを自動的に遮断できるもの
	音響案内装置	1級 51,000 2級 7,000	10年	視覚2級以上、学齢児以上・障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯	携帯型の送信機により、メロディーまたはチャイムが流れるもの 送信機は「歩行時間延長信号機用小型送信機」のこと
	屋内信号装置	87,400	10年	聴覚2級、18歳以上・障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの



自立生活支援用具	環境制御装置	350,000	10年	両上肢1級かつ両下肢1級または体幹1級	赤外線リモコン等を手元のスイッチなどで操作できるもの。基準額は、スイッチなどの入力装置を含む。
	付属品	35,000	4年		上記本体との同時支給はない。消耗品として上記環境制御装置に使用できるものとする。
	ルームクーラー	172,100	6年	身体障害者手帳の交付を受け、体温調節機能そう失者、18歳以上	障害者が容易に使用し得るもの
	フラッシュベ	12,400	10年	聴覚または音声言語3級、学齢児以上	障害者が容易に使用し得るもの
在宅療養等支援用具	透析液加温器	72,100	5年	身体障害者手帳の交付を受け、人工透析が必要な人、3歳以上	自己連続携帯式腹膜灌流療法による人工透析に使用する加湿器で透析液6本を同時に、適温に加湿し保温できるもの
	ネブライザー(吸入器)	36,000	5年	1) 呼吸器1・3級または同程度の障害があり必要と認められる人、学齢児以上 2) 難病患者等	障害者(児)が容易に使用し得るもの 呼吸機能3級以上でない者については、診断書が必要
	電気式たん吸引器	56,400	5年	1) 呼吸器1・3級または同程度の障害があり必要と認められる人、学齢児以上 2) 難病患者等	障害者(児)が容易に使用し得るもの 呼吸機能3級以上でない者については、診断書が必要
	酸素ボンベ運搬車	17,000	10年	呼吸器1・3級、18歳以上	障害者が容易に使用し得るもの
	酸素吸入装置	46,400	10年	呼吸器1・3級、18歳以上	酸素ボンベ、スタンド、吸入マスクを一体とするもの
	パルスオキシメーター	157,000	5年	1) 身体障害者手帳の交付を受け、在宅酸素療法を行っている者(児) 2) 難病患者等で、在宅酸素療法を行っている者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者が容易に使用できるもの
	空気清浄機	33,800	6年	呼吸器1・3級、18歳以上	障害者が容易に使用し得るもの
	音声式体温計	9,000	5年	視覚1～2級、学齢児以上・障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯	視覚障害者が容易に使用し得るもの
	盲人用体重計	18,000	5年	視覚1～2級、18歳以上・障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯	視覚障害者が容易に使用し得るもの
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	285,000	5年	1) 肢体不自由で音声言語障害の著しい人、学齢児以上 2) 音声言語3～6級、学齢児以上	携帯式で言葉を音声または文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの
				3) 愛の手帳1～4度、学齢児以上 4) 高次脳機能障害者	ピクトグラムやタッチパネルを使用し、知的障害者等のコミュニケーションを促進し、日常生活や就労・就学を助ける物。PC用ソフトも含む。(ただし、PC本体は除く。) 実際に試用し、使える若しくは使える見込みが確認できた者 日常生活用具判定会に諮る。
	点字ディスプレイ	383,500	6年	視覚・聴覚重複(視覚・聴覚各2級以上)、18歳以上	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの



点字器	標準型A 10,400	7年	視覚1～6級、学齡児以上	32マス18行両面書・真鍮製 価格は点筆を含むものであること
	標準型B 6,600			32マス18行両面書・プラスチック製 価格は点筆を含むものであること
	携帯用A 7,200	5年		32マス4行片面書・アルミニウム製 価格は点筆を含むものであること
	携帯用B 1,650			32マス12行片面書・プラスチック製 価格は点筆を含むものであること
点字タイプライター	63,100	5年	視覚1～2級、学齡児以上、就労・就学しているか見込まれる人	容易に操作できるもの
視覚障害者用ポータブルレコーダー	録音再生機 85,000 再生専用機 35,000	6年	視覚1～2級、学齡児以上	①音声等により操作ボタンが知覚または認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者(児)が容易に使用し得るものまたは ②音声等により操作ボタンが知覚または認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの
視覚障害者用活字文書読上げ装置	99,800	6年	視覚1～2級、学齡児以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの
視覚障害者用拡大読書器	198,000	8年	視覚1～6級、学齡児以上	画像入力装置を読みたいもの(印刷物)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに写し出せるもの
時計	触読式 10,300 音声式 13,300	10年	1) 視覚1～2級、18歳以上 2) 愛の手帳1～4度、学齡児以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの
聴覚障害者用通信装置	20,000	5年	身体障害者手帳の交付を受け、聴覚または音声言語機能の著しい障害を有する人、学齡児以上	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用し得るもの
聴覚障害者用情報受信装置	88,900	6年	聴覚障害を有する人	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者(児)向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者(児)が容易に使用し得るもの
会議用器	38,200	6年	聴覚2～4級、学齡児以上	障害者が容易に使用し得るもの
携帯用信号装置	20,200	6年	聴覚または音声言語2～3級、学齡児以上	送信機による合図が、視覚、触覚などにより知覚できるもの
情報・通信支援用具	100,000	6年	上肢または体幹、視覚1～2級、学齡児以上	障害者向けのパソコン周辺機器やアプリケーションソフト。実際に試用し、使用による効果が認められる者。日常生活用具判定会に諮ることとする。(PC本体、バージョンアップ、運搬、取り付け、調整等の費用は除く。)

情報・意思疎通支援用具	人工喉頭 (笛 式)	5,150	4年	身体障害者手帳の交付を受け、音声言語機能をそう失した者(児)、学齢児以上	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。気管カニューレ付とした場合は、3,255円増しとする。
	人工喉頭 (電 動 式)	72,203	5年		顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの
	点字図書	一般図書の購入価格相当額	-	視覚障害を有する人、18歳以上	月刊や週刊等で発行される雑誌を除く点字図書
	大活字図書	一人につき年間60,000	-	視覚障害を有する人	基準額は大活字図書購入費・大活字化費用あわせた額とする。
排泄管理支援用具	ストーマ装具 (消化器系)	8,858 (1ヵ月あたり)	-	身体障害者手帳の交付を受け、ストーマを造設した直腸機能障害者、18歳以上	低刺激性の粘着剤を使用した密封型または下部開放型のラテックス製またはプラスチックフィルム製収納袋。皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む。
	ストーマ装具 (泌尿器系)	11,639 (1ヵ月あたり)	-	身体障害者手帳の交付を受け、ストーマを造設したぼうこう機能障害者、18歳以上	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収尿袋で、ラテックス製またはプラスチックフィルム製であり、尿処理用のキャップ付のもの。皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む。
排泄管理支援用具	収尿器 (男子用)	普通型 7,931 簡易型 5,871	1年	身体障害者手帳の交付を受けたぼうこう機能障害者、18歳以上	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるラテックス製またはゴム製のもの
	収尿器 (女子用)	普通型 8,755 簡易型 6,077	1年		普通型は、耐久性ゴム製採尿袋を有するもの。簡易型は、ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付のもの。採尿袋20枚を1組とする。
住宅改修	居宅生活動作補助用具	200,000	-	1) 下肢または体幹1～3級・学齢児以上65歳未満 2) 補装具として車いすの交付を受けた内部障害者・学齢児以上65歳未満 3) 難病患者等	手すりの取り付け、段差の解消、床材の変更、扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え、その他付帯工事
	中規模改修	641,000	-	1) 下肢または体幹1～2級・学齢児以上65歳未満 2) 補装具として車いすの交付を受けた内部障害者・学齢児以上65歳未満 3) 難病患者等	
	屋内移動備	本体 979,000 設置費 353,000	-	1) 上肢・下肢または体幹1級・学齢児以上 2) 補装具として車いすの交付を受けた内部障害者・学齢児以上 3) 難病患者等	
	階段昇降機	直線階段 700,000 曲線階段 1,483,000	-	1) 下肢または体幹1～2級で、補装具としての車いすの交付を受けた者・65歳未満 2) 補装具として車いすの交付を受けた内部障害者・65歳未満 3) 難病患者等	

(注) 住宅改修については、再支給することができません

